

2014年7月 地震保険改定のご案内

地震保険の始期日が **2014年7月1日以降** となるご契約より、以下の改定を行いますのでご案内いたします。

1. 保険料を変更します。

文部科学省が設置している地震調査研究推進本部の研究による「確率論的地震動予測地図」等を活用し、地震による被害の予測手法を最新のものに改めた結果、保険料が全国平均で15.5%引き上げとなります。

地震保険の保険料は、保険金額や保険期間、建物の所在地・構造のほか保険料の払込方法等によって異なります。

< 年間保険料例 > (保険期間1年、地震保険金額1,000万円あたり、割引適用なしの場合)

都道府県	I 構造 (火災保険の構造級別：M構造・T構造・ A構造・B構造または特級・1級・2級構造)			II 構造 (火災保険の構造級別：H構造・C構造・ D構造または3級・4級構造)		
	改定前 保険料	改定後 保険料	差額	改定前 保険料	改定後 保険料	差額
岩手県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、 富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県、 山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 鹿児島県	5,000円	6,500円	+1,500円	10,000円	10,600円	+600円
長野県、滋賀県、岡山県、広島県	6,500円		±0円	12,700円		-2,100円
福島県	5,000円	8,400円	+1,500円	10,000円	13,000円	+3,000円
北海道、青森県、宮城県、新潟県、岐阜県、 京都府、兵庫県、奈良県、大分県、宮崎県、 沖縄県	6,500円		+1,900円	12,700円		+3,800円
香川県	6,500円		+1,900円	15,600円		+900円
山梨県	9,100円	11,800円	-700円	18,800円	24,400円	-2,300円
茨城県、愛媛県	9,100円		+2,700円	18,800円		+5,600円
埼玉県、大阪府	10,500円	13,600円	+3,100円	18,800円	27,900円	+5,600円
徳島県、高知県	9,100円	11,800円	+2,700円	21,500円	32,600円	+6,400円
千葉県、愛知県、三重県、和歌山県	16,900円	20,200円	+3,300円	30,600円	32,600円	+2,000円
東京都、神奈川県、静岡県	16,900円		+3,300円	31,300円		+1,300円

火災保険の構造級別が「H構造（経過措置）」の場合は、II構造よりも保険料負担が軽減されます。

2. 割引率を拡大します。

「免震建築物」および「耐震等級3または2に該当する建物」について、これまでの地震での被害実態等を考慮し、下表のとおり割引率を拡大します。(各割引は重複して適用できません。)

	免震建築物割引 耐震等級割引(等級3)	耐震等級割引(等級2)	耐震等級割引(等級1) 耐震診断割引 建築年割引
改定前	30%割引	20%割引	10%割引
改定後	50%割引	30%割引	10%割引(変更なし)

既に「免震建築物割引」または「耐震等級割引(等級3または2)」を適用しているご契約については、2014年7月1日以降に、地震保険の更改または自動継続を迎えた時点より、新たな割引率を適用します。

3. 割引適用の確認資料を拡充します。

割引の適用にあたっては所定の確認資料のご提出が必要となります。

今般、割引率の改定にあわせ、確認資料の種類を以下のとおり拡充します。

割引適用の際には、下表に掲げるいずれかの確認資料(写)をご提出いただき、建物の性能等、割引適用条件に合致した建物であることを確認させていただきます。**下線**表記している資料は、今回の改定により新たに追加もしくは取扱いが変更となる資料です。確認資料の種類拡充に伴い、新たに割引を適用できる可能性がありますので、改めてご確認ください。なお、割引につきましては、確認資料をご提出いただいた日以降の適用となります。

割引種類	適用条件	ご提出いただく確認資料*1
免震建築物割引 (50%)	免震建築物*2に該当する建物であること	品確法に基づく「建設住宅性能評価書」または「設計住宅性能評価書」 品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類 評価指針に基づく「耐震性能評価書」(耐震等級割引の場合に限ります。) 独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「適合証明書(フラット35Sの適合証明書)」または「現金取得者向け新築対象住宅証明書」 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」 長期優良住宅の認定申請の際に使用する、品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」 次のアおよびイの書類(アのみの場合は、等級2の耐震等級割引が適用されます。) ア「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」 、「認定長期優良住宅建築証明書」を含みます。) イ「設計内容説明書」など免震建築物または耐震等級が確認できる書類
耐震等級割引 (等級1:10%) (等級2:30%) (等級3:50%)	耐震等級*2を有している建物であること	耐震診断の結果により国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体、建築士等が証明した書類 耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書 (「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」等)
耐震診断割引 (10%)	耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること	建物登記簿謄本、建物登記簿権利証、建築確認書、検査済証など公的機関等が発行する書類 宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書
建築年割引 (10%)	昭和56年6月1日以降に新築された建物であること	

*1 上記は代表的な確認資料となりますので、確認資料の詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

*2 住宅の品質確保の促進等に関する法律等により定められた「免震建築物」または「耐震等級」をいいます。

Point 1

「フラット35Sの適合証明書」が確認書類となります。

免震建築物割引 **耐震等級割引**

フラット35Sの融資条件に合致していることがわかる適合証明書で、「免震建築物」または「耐震等級3または2」であることが確認できる場合、割引を適用することができます。

Point 2

「住宅性能証明書」が確認書類となります。

免震建築物割引 **耐震等級割引**

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」で、「免震建築物」または「耐震等級3または2」*であることが確認できる場合、割引を適用することができます。
*耐震等級3と特定できない場合は、等級2の耐震等級割引が適用されます。

Point 3

長期優良住宅に関する「技術的審査適合証」のみでも確認書類となります。

免震建築物割引 **耐震等級割引**

長期優良住宅の認定申請の際に使用する「技術的審査適合証」について、従来「認定通知書」等とセットで確認資料としていたが、「技術的審査適合証」*のみでも確認資料となります。
*免震建築物であることまたは耐震等級が確認できない場合は、等級2の耐震等級割引が適用されます。

Point 4

建築年月の確認条件を緩和します。

建築年割引

建築年月の表記確認に関する規定を緩和し、「工事完了予定」「工事開始時期」等の表記により昭和56年6月1日以降に建築されたことが確認できる場合は、割引を適用します。
*建築年月は、別途ご申告いただきます。

4. 暴力団排除条項を導入します。

ご契約者または補償を受けられる方が暴力団等の反社会的勢力である場合には、保険会社が保険契約を解除することができ、解除する場合は保険金の全部または一部をお支払いしないことを約款に規定します。

ご契約の際は必ず『重要事項説明書』『ご契約のしおり』等をお読みください。詳しくは、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

お問い合わせは

信頼される安心を、社会へ。

SECOM セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町 2-6-2 セコム損保ビル

<http://www.secom-sonpo.co.jp/>

当社代理店(損害保険募集人)は当社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収証の発行、契約の管理業務等を行っております。したがって、当社代理店と有効に成立したご契約につきましては、当社と直接締結されたものとなります。

SEK-1101-1402-0067 FL2013-0181 F9095-00-00 1402